

市・県民税、所得税の申告は 2月16日(月)から3月16日(月)まで

平成27年度市・県民税、平成26年分所得税の申告の受け付けを次のとおり行います。申告期限間近になると、会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、早めにお済ませください。

春日部税務署で確定申告する方、勤務先や年金支払者などから給与や年金の支払報告書が市役所に提出されている方で他に所得のない方は、市・県民税の申告は必要ありません。

また、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要（所得税の還付申告を除く）ですが、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除（扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除等）を受ける方は、市・県民税の申告が必要となります。

なお、所得のない方でも介護保険料や国民健康保険税等の算定基準とするため、市・県民税の申告が必要な場合があります。

問合せ 市民税課市民税係（内線2685）／各総合支所税務課（菖蒲・内線130／栗橋・内線225／鷲宮・内線148）

受付会場

左のページの日程表のとおり、地区別に各会場で受け付けます。

受付時間

各9時～11時／13時～16時

※番号札の配布は、8時30分から開始します。混雑の状況により、午前中の受け付けを早めに締め切らせていただくことがあります。

申告に必要なもの

- ①申告書（郵送された方）
- ②印鑑
- ③所得を証明する資料（給与や年金の源泉徴収票、支払調書など）
- ④生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書
- ⑤社会保険料（国民健康保険税・国民年金など）の領収書または証明書
- ⑥学生の方は学生証
- ⑦その他参考となるもの（障害者手帳など）

- ⑧医療費控除を受ける方は医療費の領収書（おむつ代についてはおむつ使用証明書も必要）および保険で補填された金額が分かるもの（医療費は事前に集計し、医療費の明細書を記入しておいてください。）
- ⑨還付申告の方は預金口座番号の分かるもの

市の受付会場ではできない確定申告

次の方は、市の受付会場では申告ができませんので、直接、春日部税務署で確定申告してください。

- 雑損控除のある方（ただし、東日本大震災により瓦の損害を受け、修繕費用が50万円未満の方のみ受け付けます。瓦の修繕費用が分かるもの写しおよび保険で補填された金額が分かるものの写しが必要です。）
 - 災害減免法の適用を受ける方
 - 青色申告の方
 - 分離課税所得（土地・建物・株式の譲渡、山林、退職）のある方
 - 農業・事業・不動産所得のある方「収支内訳書」を作成されていない方
 - 配当所得のある方
 - 住宅借入金等特別控除のある方
 - 還付申告で源泉徴収票のない方
 - 過年分の申告の方
 - 介護サービスを利用された方で領収書に医療費控除対象額が記載されていないものがある方
- ※春日部税務署での平成26年分の確定

税理士による所得税の還付申告無料相談

日程 2月2日(月)～13日(金) 各9時30分～12時／13時～16時

※土・日曜日、祝日、2月4日(水)を除く

場所 税理士事務所（日程により担当事務所が変わります。）

対象 所得税が還付される方で、年金を受けている方、給与所得者で医療費控除を受ける方、年の中途で退職または就職した方

※無料とならない場合もありますので、必ず事前に電話でご確認ください。

問合せ 関東信越税理士会春日部支部事務局 ☎048-738-7470（9時30分～12時／13時～16時）

申告は、2月16日(月)から土・日曜日を除き、受け付けを行います。（2月22日(日)・3月1日(日)は受け付けます）
なお、税務署では医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告を1月上旬から受け付けていますので、ぜひご利用ください。